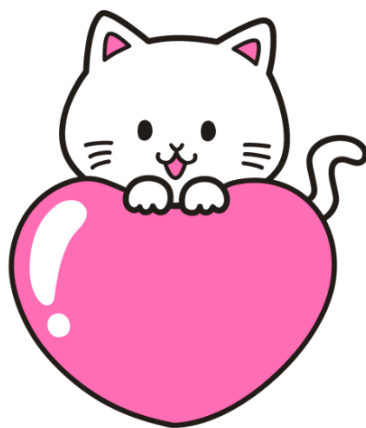


**人と猫との調和のとれたまちづくり**

# 多摩市地域猫活動ルール

**～ノラ猫から地域猫へ～**



多摩市くらしと文化部  
コミュニティ・生活課

## 目次

ノラ猫に関するお悩みは人それぞれ……………	1
定義(地域猫活動ルールで使用する言葉)……………	2
まちのノラ猫問題 どうにかならないの……………	3
地域猫活動とは? ……………	4
猫の特性・習性について……………	6
猫を飼っている方へのお願い……………	7
参考資料1 猫に関する法令等の一部……………	8
参考資料2 飼い主のいない猫との共生をめざす街 ガイドブック……………	10
参考資料3 具体的な地域猫活動の取り組み事例……………	11



# ノラ猫に関するお悩みは 人それぞれ・・・

この地域猫活動ルール〔ガイドライン〕は、ノラ猫が増えてしまう環境を改善するための、活動における一定のルールを整理するために策定しました。

この活動ルールを実践するには、地域住民、自治会などが主体となり、地域をあげて問題解決・改善に取り組まなければなりません。このような取り組みは、一朝一夕で進むものではありませんので、大きな地域の問題になってしまう前に、まず意識を持っていただければと思います。

なお、これらの取り組みにおいては、ノウハウをもっている猫の飼い方普及員や既に活動をしているボランティアの方々への相談や応援依頼も可能です。

どうか、この活動ルールをご覧いただき、これらの取り組みにご理解のうえ、今後の問題解決・改善に向けて、継続的なご協力をお願いします。

## ○ 猫を迷惑に思っている方へ・・・

庭にふんなどをされた、飼育している動物を傷つけられた、鳴き声がうるさいなど、猫を迷惑に思う理由は人それぞれだと思えます。

飼い猫であれば、その飼い主に適正な管理をお願いすることができますが、地域にいる「飼い主のいない猫」が原因となっている場合はそうもいきません。

ノラ猫については、目の前の猫を排除しても、増える原因を解決・改善しない限りは、時間が経てば元の状態に戻ってしまいます。

そもそも排除については、「動物の愛護及び管理に関する法律」などの定めにより、保健所等による強制的な捕獲対応はとても困難です。

そのため、地域住民、自治会等が問題意識をもって、地域をあげて問題解決・改善に取り組んでいただくことが必要です。

## ○ 不幸な猫に心を痛めている方へ・・・

“かわいそう”という安易な気持ちでのエサやりは、必ずしも、猫を救うことにはつながりません。エサを与え続けることで、猫がその場に居つき、ふんなどを排泄し地域の迷惑になってしまい、さらに不幸な境遇に陥ってしまう恐れがあります。

また、ノラ猫の繁殖を助長することになり、そのノラ猫が子猫を生むことで、さらに猫が増えてしまい、地域問題（ノラ猫問題）へと発展し、地域住民間のトラブルになってしまいますので、“無責任なエサやり”は禁止です。

地域猫活動ルールに基づいた取り組みにより、地域住民と良好な関係で活動することが必要です。

**共通する思い ⇒⇒⇒ ノラ猫を減らしたい**

# 定 義

～ 地域猫活動ルールで使用する言葉の定義づけをします ～

1. 人との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

ア 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主からエサをもらい管理されている猫

イ 飼い主のいない猫

※ ノラ猫：特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫  
(適正に管理されていない猫)

※ 地域猫：特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域に住む方々に、適正に管理されている猫

2. 猫の飼育・管理に取り組む主体

ア 市民

市内に住所を有する人、居住する人、通勤、又は通学する人、滞在する人、事業を営む人、活動する団体、及び区域内を通過する人

イ 地域住民

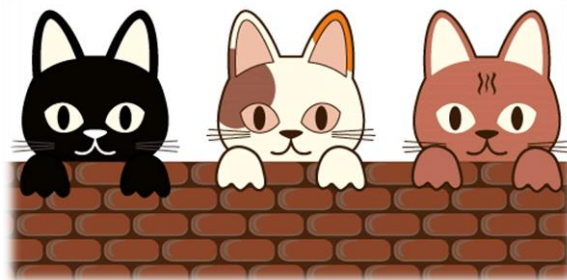
猫の問題を共有する地域（自治会の区域等）に住む人

ウ 地域猫活動の実践者

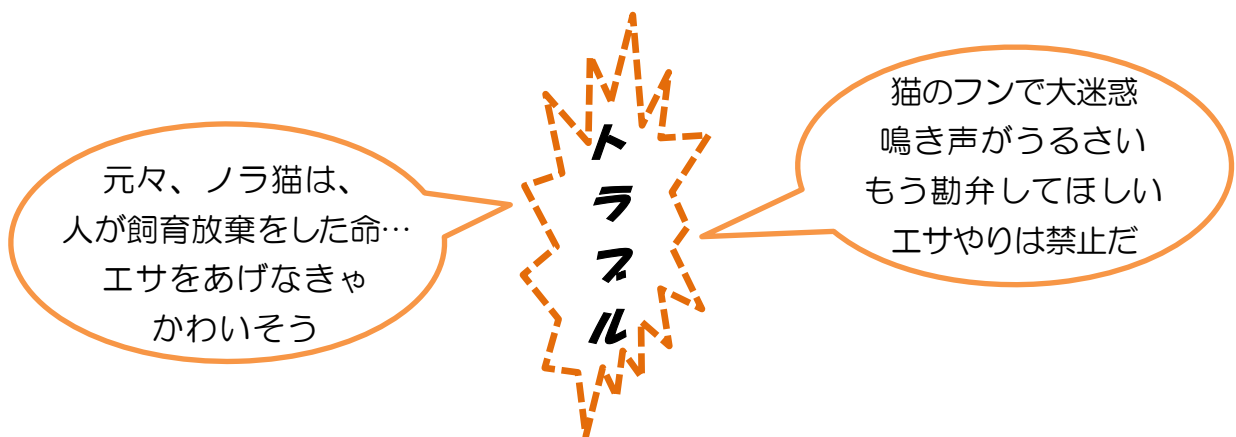
地域猫活動に主体的に携わる人

エ 猫の飼い方普及員・ボランティア

ノラ猫（飼い主不明猫）を増やさないために、地域猫活動や市の制度等において協力していただく人



# まちのノラ猫問題 どうにかならないの・・・？



ノラ猫は、市や保健所が処分すべきでは・・・

「猫がいるので捕まえて」、「軒下で猫が生まれたようなので保護して」などの電話がかかってくる場合があります。しかし、猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で、愛護動物として定められており、むやみに捕獲することはできません。

また、動物の収容は、市ではなく「東京都動物愛護相談センター」が行うこととなっておりますが、原則、動物愛護の観点等から捕獲・収容は行っておりません。

エサやりをしなければノラ猫は減る？？？

「エサやりをやめさせろ」などの意見がありますが、エサやりをやめても解決にはなりません（無責任なエサやりは禁止です）。

猫は動物ですので、本能的に生きようと、エサを求めて動き回ります。そして、わずかなエサをめぐるノラ猫同士のケンカになることもあります。

また、住民の中には、「他の地域に移ってくれ・・・」との願いもある一方、他の地域から流れてくる猫もいます。地域間で押し付け合いをしているだけでは問題の解決にはなりません。移動した先で繁殖し、繁殖したノラ猫が、戻ってくることも考えられ、エサやりをやめても、問題の解決にはならないのです。

**地域(住民)の力で被害を減らし 解決しましょう！！**

「大事になる前に！」まずは、問題意識を持っていただき、

☆ 地域猫活動（次ページ参照）のルールを決めましょう！

☆ 長い目をもって、地域で問題解決を図りましょう！

# 地域猫活動とは？

「ノラ猫」から「地域猫」へ

「ノラ猫」と「地域猫」は違います。いわゆる「ノラ猫」は、飼い主のいない猫全般のことですが、「地域猫」とは、飼い主のいない猫（ノラ猫）のうち、地域の理解のもとで、繁殖制限（避妊・去勢手術）をし、被害対策なども含めて適切に管理され、地域住民との共存が図られている猫です。

「地域猫」の「地域」とは、単なる場所（エリア）のことではなく、地域コミュニティのことですので、地域コミュニティの理解のもとで適正に管理されている猫だけが「地域猫」と呼ぶことができます。

地域住民から迷惑といわれてしまいがちな「ノラ猫」を減らすためには、人の力で「地域猫」に変えていかなければなりません。



- ① ノラ猫を排除しても問題解決にはならない…ことを理解し、
- ② 地域の方々、ボランティア、行政の三者のもと、
- ③ 飼い主のいない猫（ノラ猫）を適正管理し、繁殖を含めた被害の減少を図り、
- ④ 人と猫が共存できるまちづくりを目指すというものです。

具体的には、

- 1 地域で地域猫活動ルール（エサあげ、猫のトイレの設置）を作り、
- 2 避妊・去勢手術を施して、これ以上猫が増えないようにしたうえで、
- 3 手術で一代限りとなった猫を、地域で決めたルールに基づき管理します。

## T N R + M

ノラ猫を、「捕獲(Trap)」し、「不妊手術(Neuter)」し、「元の場所に戻す(Return)」。そして、その猫を「地域で管理(Management)」する。このように、猫の数をコントロールするには、人道的に「TNR+M」の手法が全国で用いられています。なお、不妊手術した猫の片方の耳を、V字にカットします。それが、耳が桜の花びらに見えるので、「さくらねこ」とも言われております。地域で猫を見かけたら、ぜひ耳を見てください。地域で愛されている猫は、サクラ耳です。その子は、一代限りの命を懸命に生きているのです。



## ◇◆◇地域猫活動ルール◇◆◇

### (1) 地域の問題として、皆で考えましょう

#### 〔地域猫活動ルールの検討、決定〕

ノラ猫の問題は、地域の環境問題です。猫が好きな方と嫌いな方、また、エサやりをしている方と猫の被害を受けている方が対立していても解決しません。両者共、不幸な猫を減らしたいという目的は同じです。そのため、問題の解決に向けて、できるだけ多くの立場の関係者が一緒に考え、理解し合うことが大切です。

地域の環境を良くするために、“地域の問題”として、地域住民が主体となって、猫の飼い方普及員やボランティアの協力のもと、解決策を考え、ルールや役割を決めていきます。※ 地域での話し合いには、必要があれば市の担当者も同席いたします。

### (2) これ以上、子猫が生まれないようにしましょう

#### 〔繁殖抑制（避妊・去勢手術）〕

猫の繁殖力はとても強く、避妊手術をせずに野放しにした場合、爆発的に増えてしまいます。そのため、地域のすべての飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を行うことで、今後増えることなくなり、その寿命をまっとうすることで数は減少していきます。

課題となる手術費用は、町会・自治会費からの捻出や寄附を募る方法があります。

市では、飼い主のいない猫の対策として、避妊・去勢手術の費用について、一部助成〔メス9,900円、オス4,900円〕をしています。

また、手術をおこなう猫の捕獲のため、捕獲器の貸し出し(無料)を行っています。

### (3) エサやりのマナーを守りましょう

#### 〔責任あるエサやり〕

置きエサ厳禁です。置きエサをすると、いつでもエサが食べられる状態になってしまい、地域外の猫が寄ってきたり、害虫発生や悪臭の原因となったりと不衛生になります。責任あるエサやりは、「① エサ場を決め」、管理している猫へ、毎日「② 同じ時間」に、「③ 適切な量を与え」、そして、食べ終わったら「④ すぐに片付ける」（エサ場周辺の清掃もします）ことです。

### (4) 猫のトイレをつくりましょう

#### 〔ふん尿による被害を減らす〕

地域の環境悪化となる 〆ん尿 の被害を減らすため、適切な場所にトイレを設置し、管理します。猫は、決まった場所で排泄する習性がありますので、猫用トイレの設置により、〆ん尿の被害が少なくなります。

# 猫の特性・習性について

猫は単独行動をする動物で、基本的には一匹で行動する習性があります。しかし、とても甘えん坊で、体をすり寄せてきたり、お腹をみせたりと、自分の気分や欲求により、甘えた声を出しながらすり寄ってくる甘え上手です。特に、オス猫のほうが、メス猫より甘えん坊のようです。また、なわばり意識が高く、単独行動をするため、猫同士でお互いのなわばりを尊重しあい、争いを起さないようにします。

行動範囲は狭く、飼い猫では、半径100m～200m、飼い主のいない猫であれば、半径500mといわれております。環境の変化を嫌い安心した生活ができる場所に居つくという習性があり、TNR+M（P4参照）の取り組みにおいても、捕獲した場所に手術を施して、元の場所に戻すということは、その猫のためでもあるのです。

猫の筋肉は非常に発達しているので、体の5倍は飛び上がることができます。降りる時も、たとえ逆さに向いていても、巧みに体をひねって四つ足で着地する事が出来るほど、機敏な動きをします。また、時速48kmの速いスピードで走る事が出来るほど俊足ですが、長距離は苦手です。

猫が、人や物にスリスリしている行動は、自分の匂いをつけるためです。特に、いつもお世話してくれる人には、安心するためにそのような行動をしているようです。

そして、よく寝ます。その睡眠時間は長く、1日15時間ほどと言われております。その理由は、元々ハンターだったことから、「狩りの時間以外は、無駄な体力を使わない」という猫の習性・本能の名残りです。その本能のおかげで、歴史を振り返ってもねずみの駆除において、大いに人間に貢献してくれました。

猫のキレイ好きは有名で、トイレの場所を直ぐに覚え、排出後には必ず砂をかぶせます。そのため、トイレトレーニングをすることでトイレ以外での排出がなくなります。また、よく毛づくろいをし、頻繁に自分の体をなめて、前足で顔をこすります。これも、猫がハンターだったことから、獲物に気づかれないために自分の匂いを消すための行動であり、現在でも本能として、清潔に保つのです。

猫の目は大きく、瞳孔の大きさは人間の約3倍まで大きくなり、光の感度は6倍以上になるので少ない光でも見えるようになっています。大きな目ですが、目はあまり良くなく、視力は、だいたい0.3程度ですが、動体視力がとても優れております。猫の目から見た世界は、青と緑を少しだけ感じる事が出来るモノクロに近い世界のようなようです。目の中にゴミが入って汚れても気づけなかったりするため、結膜炎、角膜炎、白内障など、目の病気になりやすく、目をよくこすっていたり、目ヤニや涙が出たりしたら、目の病気のサインです。

聴覚がとても優れており、さらに人間の数十万倍と言われる嗅覚を持ちます。嫌いなことは、水に濡れることです。

このような猫の習性などを理解していただき、「飼い主のいない猫」、そして、「地域猫活動」に関心を持っていただければ幸いです。



# 猫を飼っている方へのお願い

猫を飼っている方にとって、猫は大切な家族であることと思います。家族同然の大切な猫が地域のトラブルにならないよう、ぜひ以下のことにご配慮ください。

## ☆ とにかく避妊・去勢手術を！

避妊・去勢手術をしないと、異性を求めて大声で鳴くなどにより、飼育が非常に困難になります。屋内で飼育しきれずに外に出したり、猫が異性を求めて逃げ出したりすると、外で子どもを作ってしまいます（猫の妊娠率は、ほぼ100%）。猫は繁殖力が強く、いったん外で猫が生まれると、地域は猫だらけになります。

※ メス猫は年に2～3回、1回につき3～5頭を出産します。

※ メスの子猫は生後6ヶ月程度で最初の出産をします。

※ 半年に1回、4頭ずつ出産し、子猫の半分がメスと仮定した場合、1年間で1匹 → 37匹（理論値）に増えます。

「うちの猫はオスだから手術は不要」というご意見もありますが・・・、前述のように、発情期に大声で鳴き、飼育が困難になります。また、屋外に逃げてメスを妊娠させ、飼い主のいない猫が増える原因になりますので、オスにも手術が必要です。

「手術なんてかわいそう」というご意見もありますが・・・、繁殖期に交尾できないことは、動物にとって大きなストレスとなります。手術をすれば、愛猫は繁殖のストレスを感じずに、快適に生活できるようになります。

また、未手術の猫が外に出て交尾すると、地域が猫だらけになります。

**猫を愛すればこそ、避妊・去勢手術は欠かせません。**

## ☆ 完全屋内飼育を

「猫は外で自由に暮らすのが一番」という考えを耳にすることがありますが、そうではありません。外の世界は危険がいっぱいです。

- ① 感染症など病気に罹る危険があります。
- ② 交通事故で死ぬ猫が後を絶ちません。
- ③ 近隣の庭でふんをするなど、近所に迷惑をかけてしまい、迷惑となります。

**猫は、屋内飼育に十分適応できる動物です。**

**大切な猫のため、屋内だけで飼いましょう！**

【屋内飼育に切り替える方法】

- ① 大型のケージに猫を入れ、当分の間、ケージの外に出さないようにして飼育します。
- ② 数か月すると、猫のテリトリー認識が変更されるため、ケージの外に出しても屋外に出たがらなくなります。

## ☆ 迷い猫にならないために

市には、「猫がいなくなりました」という迷い猫の電話もかかってきます。

しかし、名札などの目印のない場合は、飼い主のいない猫と区別がつかみませんので、発見されることは非常にまれです。

東京都動物愛護相談センター（動物収容施設）では、外をウロウロしている猫は原則として引き取りませんので、迷子猫の大半が飼い主のいない猫となってしまっていると思われます。そのようなことにならないよう、猫に名札などの目印を付けておきましょう。

## ◇ 猫に関する法令等の一部

### 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年10月1日法律第105号）最終改正：平成26年5月30日法律第46号

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

〔動物の所有者又は占有者の責務等〕

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り当該動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第25条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

〔犬及び猫の繁殖制限〕

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

〔罰則〕

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第46条の2 第25条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

## 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（昭和54年東京都条例第81号）最終改正：平成27年4月14日平成26年条例第278号

〔都民の責務〕

第4条 都民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、都が行う施策に協力するよう努めなければならない。

〔飼い主の責務〕

第5条 飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。以下同じ。）は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

〔飼い主になろうとする者の責務〕

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の本能、習性等を理解し、飼養の目的、環境等に適した動物を選ぶよう努めなければならない。

〔猫の所有者の遵守事項〕

第8条 猫の所有者は、法第37第1項及び第5条第3項に掲げるもののほか、猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ◇ 飼い主のいない猫 との共生をめざす街 ガイドブック

※平成18年3月 東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課発行  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/yomimono/anima\\_nekogaid.files/neko-guidebook.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/yomimono/anima_nekogaid.files/neko-guidebook.pdf)

### 基本的な考え方

このガイドブックの目的は、「飼い主のいない猫対策」に取り組む地域の合意形成を目指すところにあります。

そのために次のような姿勢に立っています。

- 1 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むものであること
- 2 飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むものであること
- 3 猫の問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること
- 4 地域の飼い主が猫を適正飼育していくことが前提となること
- 5 地域の実情に応じたルールをつくって取り組むものであること
- 6 猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重するものであること

地域での活動が、不妊去勢手術をすることだけを目的にしてしまったり、地域の対立を深めてしまうことのないようにするためには、これらを確認しながら進めていく姿勢が大切であると考えています。

### 本ガイドブック作成の経緯（抜粋）

猫に関する問題は、糞尿やいたずらによる被害、捨て猫、無責任なエサやりなど色々ありますが、これまで良い解決策はありませんでした。猫による被害を受けている人は、猫が来ないように自衛策を講ずるしかなく、不幸な猫が増えることに心を痛める人は、個人で不妊去勢手術を行い、経済的な負担を強いられるという状況が続いていました。

こうしたなか、猫を終生飼育し「捨てない」こと、不妊去勢手術を行い「増やさない」こと、健康と安全に配慮し不必要に「命を絶たない」ことを基本理念に審議しました。

飼い猫への対策としては、飼い主に「屋内飼育」、「不妊去勢手術の実施」、「身元の表示」の3つを推奨し、行政にその普及を求めています。猫を屋外で飼うことは、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫自身への危険だけでなく、近隣への迷惑になってしまいます。人と猫が共に暮らすためには、その環境にふさわしい飼い方が求められます。

飼い主のいない猫への対応としては、こうした猫を不要なものとして排除するのではなく、地域の問題としてとらえたうえで、地域特性や住民の意思をふまえ、住民主導による合意づくりやルールづくりが可能な場合には、住民を主体に、民間団体や行政が、問題解決に連携していく仕組みづくりの必要性を示しました。

## ◇ 具体的な地域猫活動の取り組み事例

これは、他自治体のある地域での取り組み事例です。ノラ猫問題の解決に向けた対応は、地域ごとに適した方法(ケースバイケース)となりますが、参考になればと思い…掲載します。

### 1. 地域の理解と協力

小学生から通学路に子猫を含む数匹のノラ猫がいることが、自治会へ伝わり、どうしたらよいか会合が開かれ、他地域での実例を参考にしながら、多くの方に周知し理解いただくために、説明会を開催しました。

検討を重ね、「地域猫活動」として、解決に向けて取り組んでいくことになりました(この会合には、市役所の担当者も同席しました)。

活動の基本となる考え方は、『ノラ猫にとって、屋外の環境は過酷なもの(感染症、交通事故、ケンカによる負傷、脱水、凍死他)であり、その寿命は4～5年(飼い猫の平均寿命は15年)といわれている。せめてその間、飢えて死んでいくことがないように、短い一代限りの命を地域で温かく見守る』ということで、責任ある活動であることを理解しました。

併せて、今後、活動において要する費用(避妊・去勢手術費、エサ代等)負担についても、話し合いました。

### 2. 対象となる猫の把握

まず、対象となる猫の写真を撮り、リスト化して、地域猫として管理する猫を把握しました。この中には、飼い猫はいませんでした。妊娠をしている猫もあり、早急な対応(子猫が生まれる前に対処する)が必要と感じました。

### 3. 活動に賛同する有志を募る

何度目かの自治会等の会合において、この地域猫活動を主体的に担っていただける方を募ったところ、これまでエサやりをしていた方を初め、数人の地域の方々が手をあげてくださり、「地域猫活動の実践者」として、取り組んでいくことになりました。

また、他の地域で既に活動されている経験豊富なボランティアや猫の飼い方普及員に協力を求め、取り組み等活動方法について、色々とアドバイスをいただきました。

### 4. 地域猫活動のルールづくり

地域猫活動の実施には、地域住民の理解が必要であることから、ルールを決めるにあたり、再度、地域住民や活動実践者(活動に賛同する有志:ボランティア)が集まり、活動ルールを決めました。

この会合には、猫が苦手な人や活動に反対の人もおりましたが、ノラ猫を減らしていくという共通の認識のもと、地域問題としての説明を丁寧に行い、エサやりの場所やトイレの場所など可能な限り配慮することで、『地域猫活動』を理解していただきました。

また、この活動のルールについては、自治会の回覧版や地域の掲示板を利用するなどして、活動状況を周辺住民に周知しました。

なお、エサやりとトイレの場所は、土地の所有者にお願いし了解を得ました。

## 5. 実際の活動

### (1) 猫の管理

実際の活動実践者の役割分担やローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、取り組み体制を作りました。

① エサやりは、決まった場所で、毎日18時から30分間、2名で行うこととし、管理している猫だけに、必要な量を与え、食べ残しは、すぐに片付け、掃除をします。なお、エサ代は、活動実践者からの寄付等を充てております。

### ② トイレの設置、清掃

猫が安心してトイレができるよう、人目を避けられる場所に設置しました。エサやりの時間に砂を代えたりして清潔に保ちます。

また、エサやりの前後には、近隣を回り、トイレ以外に排出したものは、直ぐに処理・清掃し、環境美化に努めます。

### ③ 猫の健康管理

屋外で飼っていると、猫同士のケンカや感染症、そして交通事故などで管理している猫が負傷することがあります。そのような猫には、早急に手当てをしますが、必要なら獣医師に診せ治療をします。

### (2) 避妊・去勢手術（繁殖制限）

避妊・去勢手術は、『これ以上猫を増やさせない（繁殖を止める）』という地域猫活動の基本です。

#### ① 費用の確保

避妊・去勢手術の費用は、多額となり、個人の負担は大変なので、自治会で負担してもらいました。これらの費用は、『ノラ猫問題は、地域問題である』という自治会（地域）内の理解があったため、捻出されました。また、地域猫活動の実践者も、地域のイベントでバザーをやったり、回覧板に、猫の避妊去勢手術のための募金封筒を一緒に廻し、ワンコイン募金をお願いしたりして、資金を作りました。

なお、詳細な実施の記録と会計報告は、自治会（住民）へ報告しました。

## ② 捕獲、病院への搬送

猫への負担が少ない方法として、捕獲器を使うこととし、市役所から借りました。猫の飼い方普及員やボランティアの協力を得ることで、スムーズに捕獲でき、捕獲器に入ったまま、車で動物病院へ搬送しました。なお、捕獲実施前には、近隣の住民に張り紙により、お知らせしました。

また、事前に地域猫活動に理解のある獣医師（動物病院）に連絡して、時間の調整などの協力を得ました。

なお、手術後は、その地域に戻しましたが、手術済みであることが分かるよう、片方の耳先をカット（サクラ耳）しておきました。

## (3) 里親探し

地域猫として、屋外で飼育されている以上、感染症や交通事故などの危険があります。この猫が安心して元気に過ごせるよう、屋内で飼育してもらえる飼い主（里親）を探すことも、これらの活動の一つです。

そのため、地域内で里親を探すとともに、ボランティア団体にも相談し、数匹の子猫は無事に里親が決まり譲渡することができました。

## (4) その他の管理

この地域での地域猫活動を知った者が、猫を捨てていくこともあるので、捨て猫の防止を徹底するため、地域住民で見守ることとしました。

また、えさ場には、張り紙等に管理している猫の情報に併せ、『猫を捨てることは犯罪』ということを示しております。

## 6. 地域住民へのPR

活動実践者は、自治会へ定期的に報告をするなどコミュニケーションを保っております。また、エサやり場所においては、管理している猫の顔と名前も覚えてもらおうと考え、猫の写真に名前や特徴を明記した案内を掲示板等に貼りました。さらに、活動予定などを明記した案内看板を掲出し、この地域猫活動のPRをしています。これは、ルールに基づいた活動の周知に併せ、無断でエサやりをしている方への理解にもつながるからです（その後、この方は、ルールに基づいたエサやりをする活動実践者となりました）。

また、エサやり場所付近のお宅へは、定期的に、活動内容の案内チラシを配布することで、活動の理解を深めていただくとともに、地域猫活動の実践者を募ることもできました。

このように、猫の問題を地域全体で解決に向けて、さらなる理解を得るため、継続的なPR活動をしております。



多摩市地域猫活動ルールは、  
「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック」(東京都福祉保健局)、  
「猫の飼い方」(東京都福祉保健局)、  
近隣自治体の取り組みを参考に、  
飼い猫普及員の方々の協力により作成しました。

---

平成29年11月

**多摩市くらしと文化部  
コミュニティ・生活課  
市民生活係**

**多摩市関戸6-12-1  
多摩市役所4階  
電話:042-338-6803  
FAX:042-337-7660**

